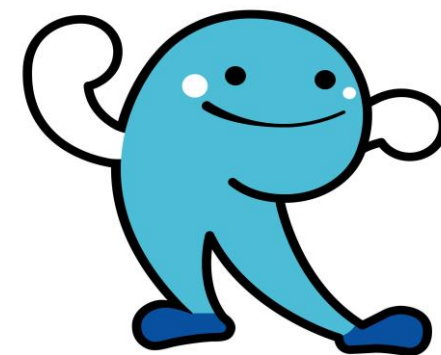


高知県での取り組みについて

高知県 子ども・福祉政策部
障害福祉課

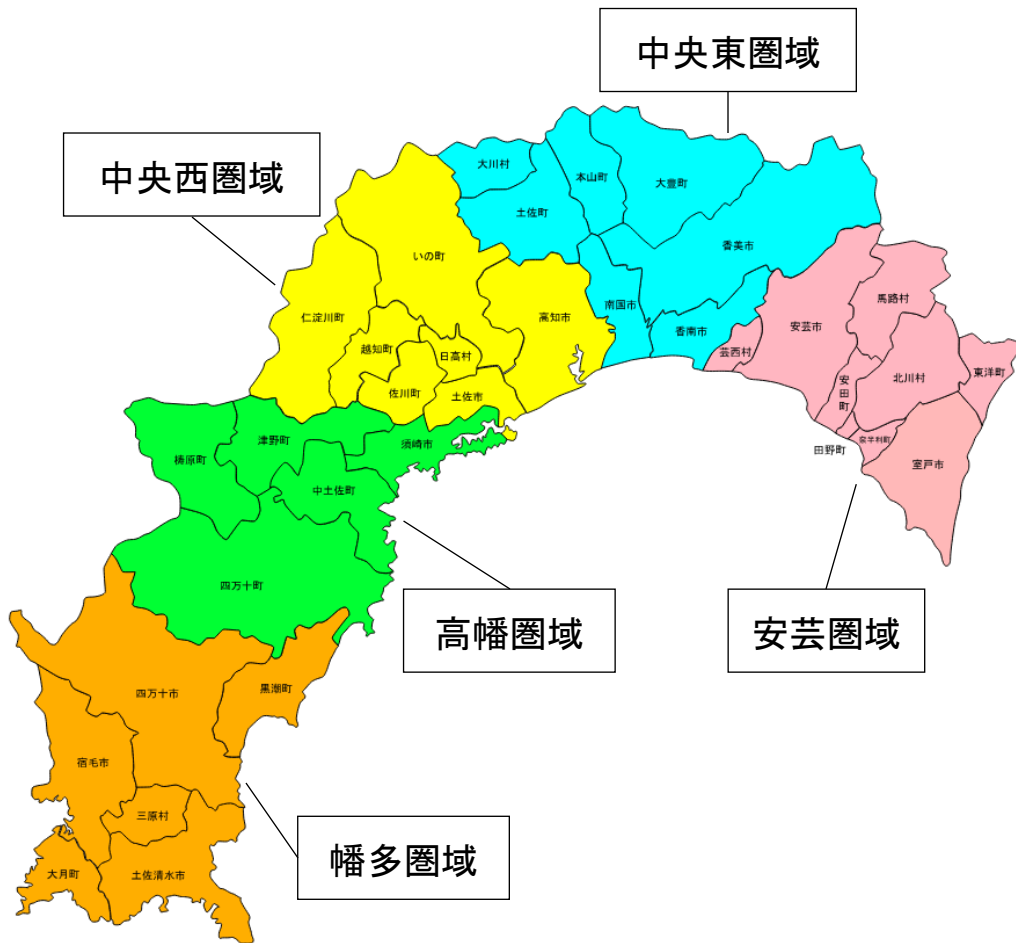


高知県イメージキャラクター
「くろしおくん」

高知県について ①



【障害保健福祉圏域】



■総人口:648,313人(令和7年4月1日現在)

■市町村数:34

■県庁所在地:高知市(高知市人口約31万人)

■森林率:84%(全国1位)

■年平均気温:17.7℃(全国6位)

■年間日照時間:2,271時間(全国7位)

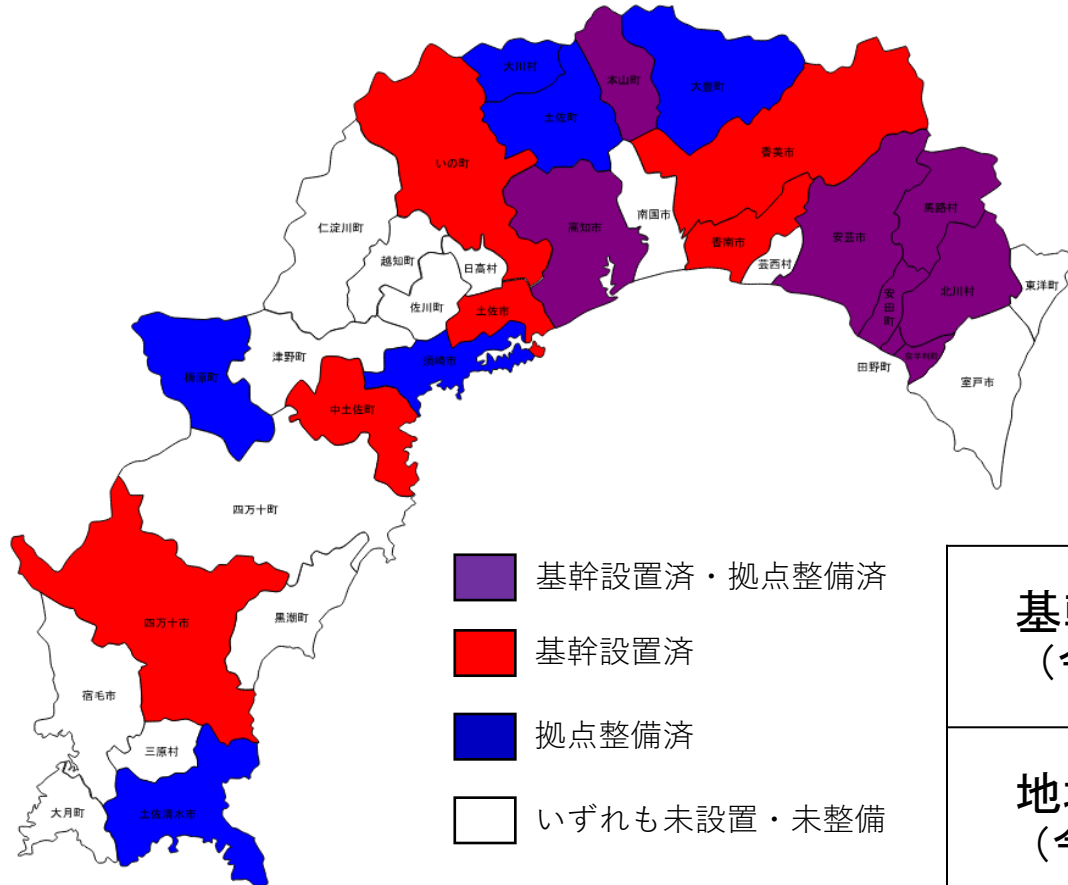
■年間降水量:2,026mm(全国8位)

- ・全国で3番目に人口が少なく、その約半分が高知市に集中している。
- ・県土の84%が森林面積で、自然豊かな県である。
- ・東西に長く、県庁から東には約2時間、西には約3時間かかり、地域特性や課題も様々である。

高知県について ②



【相談支援体制等の現状】



指定特定相談支援事業所	99 カ所
指定一般相談支援事業所	19 カ所
委託相談支援事業所	33 カ所
都道府県相談支援体制整備事業	実施
アドバイザーの配置人数 (令和7年4月時点)	7 人

基幹相談支援センター (令和7年4月1日時点)	10 カ所 (14 市町村)
地域生活支援拠点 (令和7年4月1日時点)	7 カ所 (14 市町村)
市町村自立支援協議会	25 カ所 (34 市町村)

県内の市町村の声

- ・ 目の前の業務に日々追われていて、体制整備について検討する時間がない。
担当者が異動したての場合・・・そもそも話が分からない。
- ・ 現状なんとか対応できているので、体制整備は必要ないのでは？
- ・ 社会資源が少ないので、体制整備はそもそも無理
- ・ 体制整備はできたら良いが、人材不足
- ・ 結局、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点は大都市向けのものであって、田舎では無理では？



特に人口規模の小さい自治体に共通する現状

市町村の役割と都道府県の役割



市町村の責務（障害者総合支援法第2条）

障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、

- ①当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行う。
- ②障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行う。
- ③意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与する。
- ④障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行う。
- ⑤その他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う。

市町村の役割 ～「相談支援業務に関する手引き」（令和6年3月厚生労働省）より～

①障害福祉サービスの支給決定

②相談支援の実施

③関係諸機関との連携

④相談支援体制の整備

市町村の役割と都道府県の役割



都道府県の責務 (法第2条第2項)

- ①市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、**市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助**を行う。
- ②**市町村と連携を図り**つつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行う。
- ③障害者等に関する相談及び指導のうち、**専門的な知識及び技術**を必要とするものを行う。
- ④市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行う。

都道府県の役割 ～「相談支援業務に関する手引き」(令和6年3月厚生労働省)より～

①人材養成

②広域的支援、市町村支援

③一般相談支援事業者の指定

④都道府県における相談支援体制の整備

市町村の声

- ・目の前の業務に日々追われていて、体制整備について検討する時間がない。
- ・現状なんとか対応できているので、体制整備は必要ないのでは？
- ・社会資源が少ないので、体制整備はそもそも無理
- ・体制整備はできたら良いが、人材不足
- ・結局、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点は大都市向けに描かれているものであって、田舎では無理では？

体制整備の視点（市町村へのメッセージ）



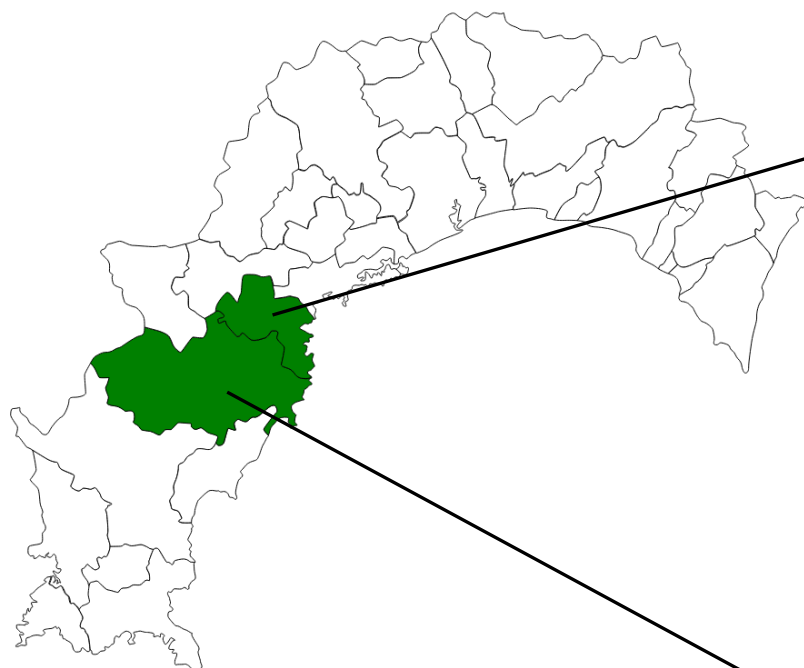
- ・現状の体制は持続可能な体制と言えますか。現状なんとか対応できているのは、誰か（一部の役場職員や地域の関係機関）の過重な負担によって成り立っているものではないですか。
- ・また、「対応できている」は利用者目線ですか。
（地域の障害当事者が我慢していることはないですか。）
- ・地域で暮らす障害当事者のニーズを把握できていますか。
- ・「社会資源＝障害福祉サービス事業所」と考えていませんか。
- ・国が示すものを基本としながら、「田舎ならではの」体制は検討できませんか。



中土佐町・四万十町での取組について



【中土佐町・四万十町の概要】



中土佐町

人口 ※令和7年4月1日推計人口 (うち障害福祉サービス等受給者数)	5,220人 (87人)
障害者相談支援事業	委託
指定特定相談支援事業所 (うち指定一般相談支援事業所)	1カ所 (1カ所)
基幹相談支援センター	R4設置
地域生活支援拠点	未整備

四万十町

人口 ※令和7年4月1日推計人口 (うち障害福祉サービス等受給者数)	13,851人 (212人)
障害者相談支援事業	委託
指定特定相談支援事業所 (うち指定一般相談支援事業所)	2カ所 (2カ所)
基幹相談支援センター	未設置
地域生活支援拠点	未整備

中土佐町・四万十町での取組について



地域生活支援拠点の整備

(1) 整備の検討のきっかけ (R7年2月～3月)

町役場

- 中土佐町・四万十町ともに、第7期障害福祉計画において、地域生活支援拠点を令和8年度中に整備することを目標としている。
- しかしながら、これまでなかなか具体的な検討ができていなかった。(役場内部では検討していたが、事業所との協議までには至っていなかった。)

相談支援事業所

- 両町の相談支援事業所(3ヵ所)は、元々事業所間のつながりが強く、日頃から支援に係る情報交換や、GSVの実施がされていた。
- 現状の事業所間の関係性(強み)を生かしながら、人材確保や相談支援の質の向上のため「複数事業所による協働体制」を協定を結ぶことを検討していた

R7年4月～



相談支援事業所と役場で地域生活支援拠点の整備を検討する場を設定
(相談支援事業所から声かけいただき、県もこの検討の場に参加)

中土佐町・四万十町での取組について



(2) 整備にあたっての困りごと

町役場

【中土佐町】

- ・地域生活支援拠点のイメージや共通認識を持てていなかったため、これまで具体的な検討が進まなかった。

【四万十町】

- ・主担当の人事異動により、基幹、拠点に関して検討不足だった。
- ・他市町村の情報などが少なかったため、具体的な設置方法が分からなかった。



相談支援事業所

- ・他市町村がどのように整備をしているかについての情報がほしい。
- ・緊急時の定義はどういったものか。線引きが難しい。
- ・役場の担当者の異動があった中で検討を前に進めるためには、両町で拠点を整備する場合の具体的な案を提示していく必要がある。



中土佐町・四万十町での取組について



(3) 整備に向けての役割分担

町役場

⑤ これまでに役場で検討していた体制案と、相談支援事業所側で考えた体制案の**すり合わせ**

⑦ 拠点の各機能を担ってほしい事業所への**協力依頼**（自立支援協議会を活用しながら必要に応じて事業所への個別説明）予定

⑧ 拠点事業の財源の検討・整理をして、要綱案や様式のひな形を参考に**必要な事務手続きを進める**予定

相談支援事業所

② 拠点整備を考えるにあたって、緊急対応が想定される対象者をどの範囲にするかアイデア出しを行った上で、事業所として把握できている**対象者数の洗い出し**

④ 他市町村の体制を参考にしながら、中土佐町・四万十町それぞれで拠点を整備する場合に各機能を担うことができそうな施設（資源）を現場目線で検討し、**拠点の案を作成**し、役場に提供



県

① 地域生活支援拠点について、概要の説明や活用できる財源などについて説明

③ 既に拠点を整備している県内の市町村（7ヵ所14市町村）に各機能をどのように整備しているか情報収集し、一覧表を作成

⑥ 地域生活支援拠点の要綱案や各種様式のひな形を作成

中土佐町・四万十町での取組について



中土佐町・四万十町の地域生活支援拠点（案）

機能	中土佐町	四万十町
① 相談	・ 基幹相談支援センター（町直営） ・ 委託相談支援（相談支援事業所 1 ヲ所）	・ 基幹相談支援センター（町直営で設置予定） ・ 委託相談支援（相談支援事業所 2 ヲ所）
② 緊急時の受入れ・対応	【要検討】 ・ 町内の障害者支援施設や基準該当事業所を念頭に事業所との検討が必要	・ 町内の障害者支援施設や基準該当事業所を想定
③ 体験の機会・場	【要検討】 ・ ゲストハウスの活用	・ グループホーム ・ 障害のある方を対象に運営しているシェアハウス
④ 専門人材の確保・養成	・ 相談支援部会や高幡圏域相談支援連絡会に参加し、グループスーパービジョンや研修を行う。 ・ 相談支援専門員は社会福祉士や精神保健福祉士、保育士などの資格を有している。また、専門研修に積極的に参加する。 ・ 既に、相談支援事業所には医療的ケア児等コーディネーター資格者が3名、強度行動障害実践研修を受けた職員が1名在籍している。	・ 相談支援部会や高幡圏域相談支援連絡会に参加し、グループスーパービジョンや研修を行う。 ・ 相談支援専門員は社会福祉士や精神保健福祉士、保育士などの資格を有している。また、専門研修に積極的に参加する。 ・ 既に、相談支援事業所には医療的ケア児等コーディネーター資格者が2名、強度行動障害実践研修を受けた職員が2名、精神障害者地域移行・定着研修を受けたものが2名、主任相談支援専門員が1名在籍している。
⑤ 地域の体制づくり	・ 自立支援協議会を中心に、地域課題の抽出や課題整理を行っている。相談支援部会、子ども部会、就労部会にて、課題の検討や取組を行う。	・ 自立支援協議会を中心に、地域課題の抽出や課題整理を行っている。地域生活部会、子ども部会、就労部会、ケース共有会にて、課題の検討や取組を行う。

※現在検討中の（案）であり、今後の事業所等との協議により変更の可能性がある。

中土佐町・四万十町での取組について



中土佐町・四万十町の地域生活支援拠点（案）

機能	中土佐町	四万十町
① 相談	★資源は決して多くないが、今ある資源の中でできることを考える ・ 障害福祉サービス事業所に対応できないところは、他の施設等に対応ができないか検討する。 ・ 現時点では、それぞれの町で拠点を整備する方針ではあるが、両町でシェアする社会資源もあっても良い。	
② 緊急時の受入れ・対応		
③ 体験の機会・場		
④ 専門人材の確保・養成		
⑤ 地域の体制づくり		

※現在検討中の（案）であり、今後の事業所等との協議により変更の可能性がある。

中土佐町・四万十町での取組について



これまでの取組の中で私が感じていること

- ・ **地域生活支援拠点の整備** = ~~これまでになかった新しい体制を作ること~~
= 今ある資源をつなぐこと



- ・ 「単に拠点を整備すること」 そのものより、その検討プロセスが地域にとっての財産になるのではないか

- 自市町村には、何があって何が足りないか？
- 住民が求めているニーズを把握できているか？
- 「資源がないから仕方ない」とあきらめていないか？
- こうした内容を自立支援協議会等の地域の関係者が集まる場で協議できているか？

地域アセスメント

⇒ これらを再確認できる機会にもなる

- ・ **官民協働**で検討できれば、マンパワーや時間の効率が良く、双方が納得感を持った体制を構築できるため、形骸化防止にもつながる

都道府県職員の「活用」について



- ・市町村役場では、住民対応があったり、多分野の業務を兼務していたりするなど...
こうした状況で、担当一人で全てを網羅しようとするとかかなりの負担です。



- ・そんな時は都道府県職員を上手に活用してください。
- ・都道府県職員は市町村をバックアップするというミッションがありますが、特に異動したての場合は、具体的にどんな動きをしたら良いか分からず「待ち」の姿勢を取っている場合が多いと思いますので、市町村側から困っていることを相談してもらえると都道府県職員も助かると思います。
- ・また、都道府県職員は他の市町村の問合せ対応もしており、必要に応じて国にも照会できますので、気軽に問合せしてもらうことで、トータルで考えると効率が良くなると思います。
- ・厚労省の職員の方々も、都道府県の職員も、市町村職員の方々も、事業所の方々も皆忙しいからこそ、それぞれの役割や得意分野を生かして連携していくことが必要と考えます。



【参考】県としてのこれまでの主な取組



R5年度

- ・県が基幹相談支援センター設置に向けた**検討資料（ひな形）**を提供して、未設置市町村と**個別に意見交換会**を開催（主にZoom）
- ・相談支援事業所への委託方法の提案及び**基幹相談支援センターの設置要領案、委託契約書案などのひな形**を県で作成し、市町村に提供
- ・予算積算及び市町村財政部局への説明等を随時助言、町村長会での説明



R6年度

- ・**圏域単位で意見交換会**を開催（未設置市町村に限らず対面で実施）
- ・基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点の整備予定や体制整備に係る課題について、相談支援アドバイザー及び福祉保健所職員も同席して意見交換（**市町村間での体制整備に関する情報交換**も目的として開催）
- ・**基幹相談支援センター連絡会**の開催（基幹相談支援センターによる情報交換）



R7年度

- ・基幹相談支援センター、地域生活支援拠点に係る**市町村向け研修会**の開催（厚生労働省の方を講師として招聘）
- ・設置（整備）を検討している市町村に対する個別支援
- ・**地域生活支援拠点の要綱案や各種様式のひな形**を県で作成し、市町村に提供

